

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年9月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500136 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500048 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 56 年 7 月の期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月
② 昭和 60 年 1 月から同年 5 月まで

私は、国民年金保険料については、全て未納なく支払っていた。国民年金保険料を納付していれば、後に自分に戻ってくるという意識を持っていたので、保険料を納付していないはずはない。請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、請求期間①の直前に勤務した事業所を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は A 市役所（現在は、B 市役所）の国民年金の窓口において納付したと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、請求者が請求期間①の直前に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 56 年 2 月 21 日直後の同年 3 月頃に払い出されたと推認され、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるとともに、B 市役所では、「昭和 56 年当時、国民年金の現年度保険料については、A 市役所の窓口においても徴収していた。」旨回答しており、請求者の主張に不合理な点は見られない。

また、請求者の A 市における国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間①直前の昭和 56 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料は納付済みとされており、1 か月と短期間である請求期間①の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間②について、請求者は、国民年金の加入手続を、請求期間②直前に勤務した事業所を退職後すぐに自身で行ったと主張しているが、請求者の A 市における国民年金被保険者名簿には、請求期間②の国民年金の資格取得と喪失の手続きを昭和 60 年 7 月 9 日に同時に行っていることが確認でき、これは、請求期間②直前に勤務した事業所の退職日から約 6 か月後に当たるうえ、請求期間②直後に勤務した事業所の在職中に手続きがされていることから、請求者の主張とは相違している。

また、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料を、全て A 市役所の国民年金の窓口において納付したと主張しているが、前述のとおり、請求者の請求期間②に係る資格取得の届出年月日は昭和 60 年 7 月 9 日と記録されていることから、請求期間②のうち、昭和 60 年 1 月分

ら同年3月分までの保険料は過年度納付することとなるところ、B市役所では、「請求期間②当時、A市役所では、国民年金保険料の過年度分については徴収しておらず、市役所内にあった金融機関においても納付できなかった。」旨回答していることから、当時のA市の過年度納付の取扱いが請求者の主張と相違している。

さらに、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料の納付時期、納付回数及び保険料の金額等については記憶していないとしている。

加えて、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないうえ、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500288 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500049 号

第 1 結論

昭和 60 年*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年*月から昭和 61 年 3 月まで

昭和 61 年 9 月末頃に、12 月に結婚することになっていたため、国民年金第 3 号被保険者となるために年金手帳がいわれ、A 市役所（現在は、B 市役所 C 支所）に行き国民年金の加入手続を行った。市役所では、昭和 61 年 4 月からの分の国民年金保険料は納付手続ができるが、その前の分の納付手続はできないので社会保険事務所に行ってくれと言われ、D 社会保険事務所（当時）に行き、昭和 60 年*月から昭和 61 年 3 月までの学生だった期間の保険料を遡って納付した。請求期間の保険料を納付しているため記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 9 月末頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所で、昭和 61 年 4 月からの国民年金保険料は納付手続ができるが、その前の分の納付手続はできないので社会保険事務所に行ってくれと言われ、D 社会保険事務所に行き、昭和 60 年*月から昭和 61 年 3 月までの学生だった期間の保険料を遡って納付したと申述している。

しかしながら、A 市における請求者の国民年金被保険者カードによると、請求者が国民年金の資格取得の届出を行った日は「昭和 61 年 11 月 25 日」と記録されているとともに、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 12 月頃に払い出されていることから、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、昭和 61 年 9 月末頃は、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出される前なので、国民年金保険料の納付ができない時期であり、納付したとする保険料額（12 万 6,000 円位）も実際の保険料額（8 万 880 円）とは相違している。

また、請求者は、請求期間当時は学生であったと申述しており、請求期間は国民年金に任意加入する期間であるが、当時任意加入は遡って加入することはできないことから、請求者が加入手続を行った時点では、請求期間は国民年金の任意加入被保険者にはなれない期間となっている。

さらに、請求者の所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」として「昭和 61 年 4 月 1 日」の日付印があり、同手帳の国民年金の記録欄にも、被保険者となった日「昭和 61 年 4 月 1 日」、被保険者の種別「1 号」と記載されていることが確認できるとともに、A 市における国民年金被保険者カード及びオンライン記録においても、請求者の国民年金の資格取得日が昭和 61 年 4 月 1 日と記録されていることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者

が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。